選挙における介護保険サービスの利用について

名古屋市選挙管理委員会事務局

＜**今回の研修でお伝えしたいこと**＞

〇選挙のために投票所にお出かけいただく際の、ヘルパーさんによる介助も、介護保険の運用上、いわゆる**「訪問介護」**として認められます。

（制度の説明）

・在宅の高齢の方のうち、投票に行くのに介助が必要な方から投票に行くのが困難という声は多く寄せられています。

・もし利用者さんで、「選挙で投票所まで行くのに困っている」という方がいらっしゃいましたら、またケアマネジャーさんからみても妥当と思われる場合には、ケアプランに位置付けていただければ制度の利用ができます。この点が利用者の方に十分伝わっていると言える状況ではないため、毎年この研修の機会を借りて周知をさせて頂いております。

・次のページの資料が今年７月に行われた第 27 回参議院議員通常選挙を周知するために選挙管理委員会で作成したチラシです。

・下の赤枠の部分ですが、「介助が必要な方は」ということで、「要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。」と記載させていただいて、チラシをご覧になった方にご案内をさせて頂いております。

・ぜひ、本件について、制度としてご理解を頂き、一人でも多くの方が投票に行くことができるようご協力をお願いします。

（参考）郵便等投票について

・介護保険とは無関係の事柄となりますが、公職選挙法に定められた制度において、在宅の方で一定の条件を満たした方については、投票所まで行かず、郵送で投票できるという制度があります。

・３ページ目に郵便等投票に関する資料を掲載しています。

・この制度を皆様にすべてご理解いただくことは困難でございますので、こういう制度があるということだけご承知いただき、もし利用者さんから聞かれましたら、事前に手続きも必要となりますので、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

・ただし、対象となる方が限定されておりまして、要介護の方については「要介護５」の方に限定されております。

・この要介護５のみという要件につきましては、範囲を拡大すべきではないかとの指摘もございまして、政令指定都市の選挙管理委員会とも問題意識を共有し、国に対して要望を行っていますが、改正されるまでには至っておりません。

参議院議員 比例代表選挙のしくみ

参議院議員比例代表選挙では、候補者名または政党名を記載しよう!

名古屋市の明るい選挙マスコット「クリタン」

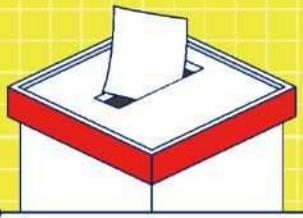

01 公示

各政党が候補者名簿を届出

名簿届出政党は、当選順位をつけないで候補者名簿を届出ます。このとき候補者の一部を優先的に当選人となるべき候補者として、順位をつけて定めることができます。(いわゆる「特定枠」)

●●党
- ○森 ○郎
- ○川 ○夫
- ○山 ○子 (特定枠1位)
- ○海 ○江 (特定枠2位)

◆◆党
- ○花 ○代
- ○草 ○男
- ○木 ○太
- ○葉 ○子

※平成30年10月の公職選挙法の改正により、比例代表選挙に特定枠制度が導入されました。

02 投票

有権者が候補者名または政党名を記載(比例代表選挙)

投票用紙に、候補者名簿に記載された候補者名または政党名を記載して投票します。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。

※参議院議員選挙区選挙の場合は、候補者名を記載してください。

03 開票・結果

各政党の総得票数に基づき、政党ごとの当選人の数を決定

「政党の総得票数」とは、各政党の「候補者名の得票」と「政党名の得票」を合算したものです。
その他候補者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります。

※1 特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載された候補者を上位とし、名簿記載の順位通りに当選人となります。

※2 特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の得票数として計算します。

●●党の総得票数 400万票

候補者個人の得票数 + ●●党の得票数

- 当選 ○山 ○子 (特定枠1位) ※1
- 当選 ○海 ○江 (特定枠2位)
- 当選 ○森 ○郎 …… 160万票
- ○川 ○夫 …… 60万票

●●党の投票 …… 180万票 ※2

◆◆党の総得票数 300万票

候補者個人の得票数 + ◆◆党の得票数

- 当選 ○花 ○代 …… 90万票
- 当選 ○草 ○男 …… 70万票
- ○木 ○太 …… 50万票
- ○葉 ○子 …… 30万票

◆◆党の投票 …… 60万票

投票に関する支援を行っています

視覚に障害のある方に	視覚に障害のある方には、点字による「選挙のお知らせ」をお配りしています。視覚に障害があり、ご存知ない方がいらっしゃいましたら、お伝えください。
投票支援カード	投票所(期日前投票所を含む)で、代理投票や他の支援が必要な場合は、口頭または投票支援カード等でお伝えいただければ、必要な支援を受けることができます。
介助が必要な方は	要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネージャーにご相談ください。障害福祉サービス等をご利用の方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、ヘルパー・相談員にご相談ください。

投票に関する支援はこちら

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

	障害名	障害の程度 1級	障害の程度 2級	障害の程度 3級	備考
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	／	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	―	○	
	免疫、肝臓の障害	○	○	○	

	障害名	障害の程度 特別項症	障害の程度 第1項症	障害の程度 第2項症	障害の程度 第3項症	備考
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	／	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	

	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	「要介護5」

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

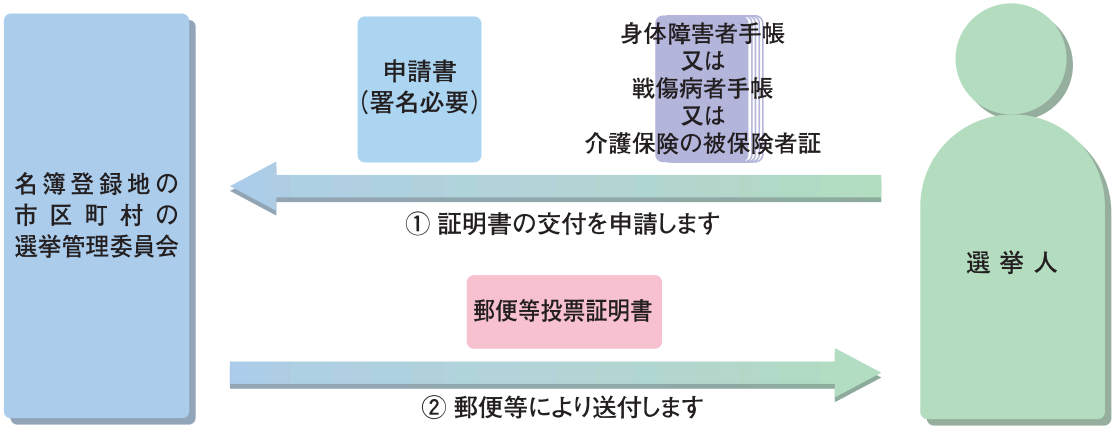
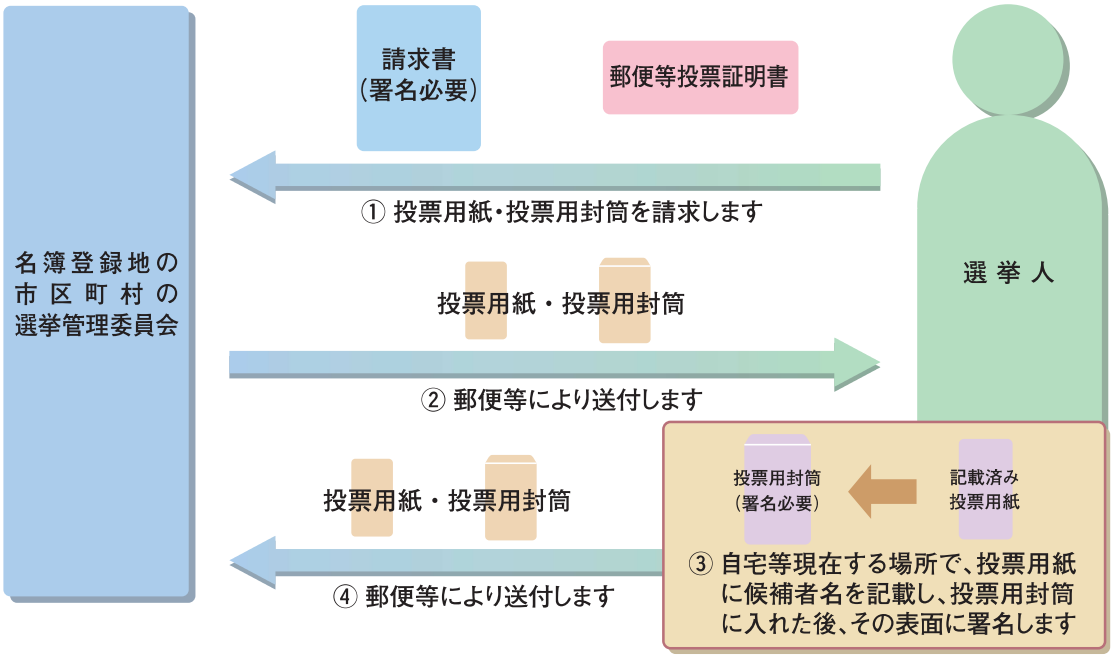
2 投票手続